

公益財団法人日本セーリング連盟 レースオフィサー規程

本規程は公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）定款に基づき、連盟がレースオフィサーの認定等について定めるもので、連盟レースマネジメント委員会が管理する。

（目的）

第1条

この規程は、国際セーリング連盟（以下、「WS」という。）が推進するインターナショナルレースオフィサー（IRO）制度を踏まえ、日本国内において行われるセーリング競技運営全体のレベル保持と安全を目的とし導入するものである。

2. セーリング競技は本来、WSの定めるセーリング競技規則（RRS）のもとで、参加選手、運営、審判、の合意の下に成立し、全員が安全に楽しむためのものである。しかしながら、運営主体によって運営方法が異なっていたのではセーリング競技の公平さは保てず、またセーリング競技自体の魅力も損なわれ、普及発展にも支障をきたす恐れがある。
3. 連盟では、競技の重要度や大会の大きさやレベル、どのような艇種を用いる競技会においても、レース運営そのものは全国的に一定のレベルを保持し、同時に国際的に通じるものであることが必要であると考え、そのため資格を認定することにより、レースオフィサーの資質を高め、所期の目的を果たし、さらに多くの正しい資質を持つレースオフィサーを育成することを旨として本制度を策定した。

（レースオフィサーの役割）

第2条

レースオフィサーはレースにおける海上の運営のみならず、大会運営上の必要とされる全ての知識と経験を持ち、さらには体力、判断力に優れ、大会組織委員会（大会実行委員会）及びレース委員会のアドバイザーとして大会をサポートする能力を持つ。なお大会委員長やレースオフィサーを務める場合、または大会主催者やレースオフィサー等から依頼があった場合には、責任を持って、「レース公示」「帆走指示書」さらに「危機管理マニュアル」等を作成するものとする。

2. レースオフィサーは大会運営に関するゼネラリストとしての立場から、その能力について以下のような知識と経験を持たなければならない。
 - (1) WSレースマネジメントマニュアル、レースマネジメントポリシーについて通読し、充分理解していなければならない。
 - (2) セーリング競技規則の最新版の知識を理解し、かつ最新版のみならず直前旧版からの変更も理解していなければならない。またWSケースブックを理解していなければならない。加えて、セミナー等に参加しそれら知識を最新のものにしていなければならない。
 - (3) 関連するクラスルールやWS規定も理解しておかななければならない。
 - (4) インショア、オフショアレース、もしくはディンギー、外洋艇等のレースにかかわらず、そのレースの安全に関する十分な知識を持たなければならない。
 - (5) 外洋艇レースに関してはWSスペシャル・レギュレーション、さらに海上衝突予防法に関する知識が必要であり、救助に関し海上保安庁との連絡やその関連知識も持たなくてはならない。外洋艇に関しては艇の安全構造に関する知識、通信と国内規制、国際標準に関する技術的動向、計測とレーティングルール及びその運用に関する知識が必要である。殊にオセアニックレース（800マイル以上のレース）については特にそのことが重要になる。
 - (6) 外洋艇のレースオフィサーとして認定されるには、後記認定講習会のほか、上

記（４）等に関する専門的な講習会を受講しなければならない。

3. 但し、以上の役割はローカルレースオフィサーに対して求めるものではない。ローカルレースオフィサーはエリアレースオフィサー及びナショナルレースオフィサーを補佐する能力を有すれば、その役割を果たすことが出来る。

(名称)

第3条 連盟公認レースオフィサー [Japan Sailing Federation Race Officer]
連盟公認レースオフィサーの種類は、ローカルレースオフィサー、エリアレースオフィサー、ナショナルレースオフィサーの3種類とする。

1. ローカルレースオフィサー [Local Race Officer (LRO)] クラブ等のレースにおいて、レースオフィサーを務めうる経験等は不足しているが、海上運営及び陸上マネジメントにおいて、スタートの手順あるいは得点計算・成績表作成など一定の分野に精通し、エリアレースオフィサーやナショナルレースオフィサーの補佐を責任持って務められる者。
2. エリアレースオフィサー [Area Race Officer (ARO)] 参加者が地域的に限定された特定の艇種や特定のレベルのレースにおける海上運営に関して責任を持って処理できる能力を有し、また大会のマネジメントまでも責任を持って処理できる者。
3. ナショナルレースオフィサー [National Race Officer (NRO)] 全日本レベルのディンギーレースまたは外洋艇レースにおいて、海上運営はもとより、大会マネジメントまでも責任を持って処理できる者。

(受験資格)

第4条 レースオフィサー資格を得ようとする者は、以下に掲げられた条件を満たすものとする。

1. ローカルレースオフィサー
レースの海上運営や陸上のマネジメントに参加した経験を有する者で、一定分野において知識、経験等に優れ、一定のポジションを、責任を持って務めることができる者。
2. エリアレース・オフィサー
 - (1) レースの海上運営や大会のマネジメントに参加した経験を有する者で、知識、経験、体力及び決断力に優れ、なおかつ公正な判断力を有するなど、連盟加盟団体または連盟特別加盟団体から、エリアレースオフィサーとして相応しいと推薦された者。（1団体以上より推薦が必要）
 - (2) 連盟レースマネジメント委員会から推薦された者。
 - (3) 直近2年間で5レガッタ以上に携わる（資格問わず）
 - (4) 認定試験時にローカル・レース・オフィサーを保持していること
3. ナショナルレースオフィサー
 - (1) 全日本レベルのディンギーレースまたは外洋艇レースにおいて、レースオフィサー又は実行委員長（あるいは大会委員長）等を経験し、海上運営及び大会マネジメントに精通した者の中で、知識、経験、体力及び決断力に優れ、適切な指導力を発揮することができ、なおかつ公正な判断力を有する等、ナショナルレースオフィサーとして相応しい者。（参画した3大会にて、その団体の推薦が必要）
 - (2) 連盟レースマネジメント委員会から推薦された者。
 - (3) 直近2年間で5レガッタのコースレースオフィサー [Course Race Officer (CRO)] を経験していること
 - (4) 認定試験時に継続してエリア・レース・オフィサーを2年以上保持していること

4. 受験の要件は、次表のとおりとする。

種別	ローカル レースオフィサー	エリア レースオフィサー	ナショナル レースオフィサー
年齢	制限なし	20歳以上	28歳以上
レース 運営経歴	問わず	直近2年間で5レガッタ以上に携わる（資格問わず）	直近2年間で5レガッタのCROを経験していること
所持資格		認定試験時にLROを保持していること	認定試験時に継続しAROを2年以上保持していること
会員資格	受験時及び認定期間中、継続して連盟会員であること		
推薦	不要	1団体以上より推薦が必要	参画した3大会にて、その団体の推薦が必要
認定条件	講習のみ	① 講習 ② 試験合格	1. 講習＋試験合格 2. 指定主要大会で実技（指定主要大会は別途指示する） 3. 実技の有効期間：試験合格の、前1年、後2年の間 4. 上記条件をクリアした後、JSAF-RM指定のNROからの推薦状が必要
受講料・受験手数料・認定料	別表にて定める		

5. WSのレース・マネジメント・セミナー（インターナショナルレースオフィサー〔IRO〕認定のためのセミナー）の受講者は、第4条4項の要件のうち認定講習会の受講を免除する。ただし、認定試験には合格しなければならない。なお、同レース・マネジメント・セミナーの試験合格者は、認定試験を免除する。（本項目は、IRO認定講習会あるいは試験合格の日から4年間適用される。）

（レースオフィサー名簿への登録）

第5条

第4条により認定された者は、レースオフィサー名簿に登録され、第4条または第7条により認定され、資格を有する者の一覧は、連盟公式ホームページに公開される。

（有効期限）

第6条

セーリング競技規則が改訂され、新規則による更新のための講習会（以下、「更新講習会」という。）が開催されるまで、レースオフィサーの資格は有効とする。

- 2 有効期間中であっても、JSAFメンバー登録を継続していない場合には、そのレースオフィサー資格を停止する。但し停止中にJSAFメンバー登録が行われた場合は資格を再開する。JSAFメンバー登録が途切れた場合、再開は認められず資格は失効する。

(更新)

第7条

更新のための要件は、次表のとおりとする。ただし、天災等やむを得ない事由により、以下の要件を満たすことができないとレースマネジメント委員会が判断した場合、レースマネジメント委員長は、要件を緩和することができる。

	ローカル レースオフィサー	エリア レースオフィサー	ナショナル レースオフィサー
レース 運営経歴	過去4年間、レースの海上運営あるいは陸上のマネジメントに携わっていること	直近4年間で8レガッタ以上に携わっていること	1. 直近4年間で8レガッタ以上に携わること 2. 過去4年でJSAF公認での主要ポジション経験があること。但し外洋レースについては加盟団体主催レースでも可とする 3. 参加した大会のレポートを都度、オンラインで登録すること(大会のCROを記名)
会員資格	資格取得後継続して、連盟に登録されている会員であること		
レース公示・帆走指示書の作成	—	現行の「セーリング競技規則」に基づきレースオフィサーとして、責任を持って、担当する競技会のレース公示及び帆走指示書を作成できること。	
レース・マネジメント・クリニック	—	—	過去4年間に1回以上、レース・マネジメント・クリニックを受講していること。
推薦	—	—	第4条に基づき、所属する連盟加盟団体及び連盟特別加盟団体等から推薦をされた者でなければならない。
講習会	新競技規則の改訂後半年以内に更新のための講習会を受講しなければならない。		

2. 補足事項

- (1) 更新しようとする者は、更新のための手続きを行なうこと。
- (2) 更新しようとする者は、別に定める更新手数料・認定料を納めること。
- (3) 新競技規則の改訂後半年以内に更新講習を受講しなかった場合、資格は失効する。
ただし、海外勤務等により第8条の要件を満たすことが困難な場合には、本人もしくは推薦団体からの申請により、これらによらないことができるものとする。
- (4) NROに限り失効後、次のセーリング競技規則が改訂されるまでに、レース・マネジメント・クリニック等、指定された講習会を受講するにより、受講後にAROの資格を認める。ARO/LROが失効した場合は再取得が必要である。
- (5) 新競技規則の改定前2年以降に、ナショナルレースオフィサー資格を取得した場合は、第7条の更新のための要件のうち、レース・マネジメント・クリニックの受講要件は免除する。
- (6) 第7条の要件が満たされ、かつ連盟がローカルレースオフィサー、エリアレースオ

フィサー及びナショナルレースオフィサーとして、資格更新が相応しいと認定した者に対し、更新の手続きを行う。

- (7) WSのレース・マネジメント・セミナー（インターナショナルレースオフィサー〔IRO〕認定のためのセミナー）の受講者は、第7条のレース・マネジメント・クリニックの受講要件を免除する。
- (8) 連盟レースマネジメント委員会が特に認めた場合は、第7条の規定に関わらず更新要件を満たした者として扱うこととする。

(資格の取り消し等)

第8条

1. レースオフィサーのうち、次に掲げる者は、レースマネジメント委員会により資格を取り消しされることがある。
 - (1) 第4条の認定資格に必要な要件を欠いた者
 - (2) 第2条の役割に反したと認められる者
 - (3) レースオフィサーとして不適と認められた者
 - (4) レースオフィサー制度の運用に支障をきたす恐れがあると認められた者
 - (5) その他、上項①から④に準じるとレースマネジメント委員会が認めた者
2. 前項の措置を行う場合の手続きは別に定める。

(付則)

第9条

本規程の項目について、見直すことが相当と認められるに至った場合、連盟レースマネジメント委員会は当該条項の見直しを発議することができる。

- 2 本規程は1999年12月18日に制定され、2000年4月1日より施行される。
- 3 本規程の改正
 - (1) 連盟理事会の承認があった日（平成14年10月19日）から施行する。
 - (2) 連盟理事会の承認があった日（平成17年11月22日）から施行する。
 - (3) 連盟理事会の承認があった日（平成18年 5月27日）から施行する。
 - (4) 連盟理事会の承認があった日（平成19年 1月27日）から施行する。
 - (5) 連盟理事会の承認があった日（平成21年 5月23日）から施行する。
 - (6) 連盟理事会の承認があった日（平成24年 9月 8日）から施行する。
 - (7) 連盟理事会の承認があった日（平成24年12月 8日）から施行する。
 - (8) 連盟理事会の承認があった日（平成26年 9月 6日）から施行する。
 - (9) 連盟理事会の承認があった日（平成28年 5月28日）から施行する。
 - (10) 連盟理事会の承認があった日（令和 2年 6月27日）から施行する。
 - (11) 連盟理事会の承認があった日（令和 4年 6月18日）から施行する。
 - (12) 連盟理事会の承認があった日（2025年 6月14日）から施行する。
 - (13) 連盟理事会の承認があった日（2026年 2月21日）から施行する。